診療報酬に関する院内掲示

〇明細書発行体制加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

〇医療情報取得加算

当院ではマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を行っています。

これにより、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことが可能となります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

〇生活習慣病管理料

年々増加する生活習慣病対策の一環として、令和6年６月１日に診療報酬の改定が行われ、これまで算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へと移行いたします。

当院では患者様の状態に応じ２８日以上の長期の投薬を行うことが可能です。

なお、長期処方の対応が可能かは病状に応じ医師が判断いたしますのでご相談ください。

〇外来後発医薬品使用体制加算

当院では厚生労働省の方針のもと後発医薬品の積極的な使用に取り組んでおります。

医薬品の供給状況などをふまえながら、安全とお薬の効果に配慮したうえで、処方内容の変更を行うことがございます。その際には、あらかじめお薬の詳細について十分にご説明さて頂きますので、ご理解とご協力を宜しくお願いします。